

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年4月8日
新宿区議会

辻山座長 それじゃ、時間になりましたので、第13回の検討連絡会議を始めさせていただきます。夜分集まっていたいただいて、昼間皆さんはそれぞれお仕事だったんでしょうが、私もきょう大学の授業が新年度第1回目ということで、ちょっと体調がまだ授業バージョンになっていなくて、この検討連絡会議も、言ってみれば新学期といいたしまししょうか、いよいよ3者がそろって中身に入っていくぞということでございますので、どうぞこれから数カ月もかかる会議でございますので、体に気をつけていただいて、できるだけ代理出席とかのないような形で頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それにつきまして、最初に区職員委員の方が人事異動がありまして、交代がございますということですので、どうぞ自己紹介をお願いしたいと思ひますが。

藤牧委員 私はこの4月1日付の人事異動で、前任が総務課長で、こちらのほうに参加させていただきましたが、4月1日付で総合政策部の調整担当部長ということと、企画政策課長、それからあと自治創造研究所担当課長を拝命いたしました藤牧功太郎でございます。よろしくお願ひいたします。今まで単純に総務課長だけだったんですが、やたらじゅげむじゅげむみたいな肩書になってしまって、なかなか自己紹介というものはばかれるんですが、そういうことでございます。

区のほうは専門部会というのを設置してございまして、今まで総合政策部長の猿橋部長が、専門部会長ということで、こちらに参加させていただきましたが、この4月1日付で、専らその部分については、私のほうに願ひするというようなことでございますので、猿橋部長がここから、総合政策部長のままなんですけれども、検討連絡会議の委員としてはかわりまして、私がそういう役回りになるということでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

木全委員 その藤牧総務課長の後任で、総務課長に就任しました。3月31日までは人事課長ということで、専ら内部管理のほうのお仕事を中心でしたけれども、こうやって皆さんと一緒にまた議論できることを楽しみにしてやってまいりました。総務課長の木全でございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

加賀美委員 私、地域調整課長の加賀美と申します。前任の河原の後を引き継いで、この4月に課長になりました。3月までは保育課長をやっておりまして、専ら待機児の解消に取り組んでまいりましたが、自治基本条例につきましては、熱心に議論をされているということは外から聞いておりましたけれども、実際この資料を見ますと、かなり内容の濃い議論をされているなと思ひます。これから長い期間ですけれども、仕えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

中澤委員 生涯学習コミュニティ課長の中澤でございます。この4月に異動したわけではないんですけれども、こちらの検討会議のメンバー、先ほど猿橋部長がメンバーから外れたという案内がありましたけれども、そのかわりといっはなんですが、地域文化部のほうから3人目の枠ということで、町会ですとか地区協議会のほうの活動支援をさせていただいております生涯学習コミュニティ課のほうから、私が参加させていただくことになりました。私自身は平成19年度のところでは、特別出張所の地区協議会担当ということで、こちらのほうの委員を当初させていただいた関係もございまして、間1年抜けましたけれども、もう一度こちらのほうに参加させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員 榎町特別出張所長の佐藤と申します。特別出張所の代表といたしまして、出席させていただきます。前任の舟橋柏木所長、異動になりましたので、かわりに私がこの会議に出席させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

折戸委員 4月から都市計画課長を拝命いたしました折戸でございます。前任者の高橋課長は都市計画部長ということになりまして、その後私が都市計画課長といたしまして、前任の職は景観と地区計画ということで、景観行政と地区計画の行政をつかさどる部署にりましたが、そこから都市計画課長のほうに異動いたしました。都市計画ですから、ハードなまちづくりというんですか、そうした分野からということで参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

辻山座長 ありがとうございます。それから、議会事務局の次長もかわったと聞いておりますが。

議会事務局次長 前任の竹若が異動になりまして、後任といたしまして、4月1日より私米山が議会事務局次長という拝命を受けました。よろしくお願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。それでは、会議に入りますが、その前に検討連絡会議の事務局から資料の確認をお願いします。

連絡会議事務局 それでは事務局のほうから本日配付している資料の御確認をさせていただきます。配付資料、4点ございます。次第のほか、資料1、(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議委員名簿、資料2、新宿区自治基本条例の区民検討会議の項目構成(第11回で仮決め)、資料3、条例の検討項目、自治・地方分権特別委員会、資料4、条例の検討項目構成(専門部会案)、以上が本日の配付資料になっております。皆様お手元ございますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

連絡会議事務局 ではよろしくお願いいたします。

辻山座長 それでは早速議論に入りたいと思います。既に次第が配られておりますけれども、本日は区民検討会議、議会及び行政がそれぞれ準備された検討項目について議論をするということ、それからもう一つは、それを踏まえた上で、今後この検討項目をどのようにして埋めていくかといいたいでしょうか、そういう議論の進め方をここである程度話し合っておこうという、この2つでございます。

早速第一の議題の検討項目について、報告を受けて、それで少しフリートークをしてみたいというふうに考えております。それを受けた上で、今後の検討会議の持ち方ということにしたいと思います。大体そういうふうに進めますので、ひとつよろしくお願いいたします。

では、最初の議題の区民検討会議、議会及び行政の検討項目について、少し説明を受けたいと思いますが、順序は並んでいる順番でいいでしょうか。特別な意味はありませんので、資料2のほうから、簡単な御説明を受けたいと思います。では、お願いいたします。

高野委員 この2に至るまで、実は一昨日をもちまして、15回開いています。それで、最初のうちは、いろいろな形で行政に対するいろいろな地域の不満とか、そういうのがいっぱい出てきまして、ある意味で皆さん御存じ、ガス抜きという形があったと思います。

それで10月に入りまして、新宿区だとか、いろいろな自治のことに對してどう思いますかというキーワードをつくってきたと。それで次の段階で、そのキーワードを、項目を一つずつつくりまして、前文だとか目的と定義、それから住民、区民の権利、義務とか、それに行政の役割とか行政運営と参画の仕組み、あるいは情報の開示と共有、議会の役割、自治基本条例の位置づけ、それに住民の合意形成、コミュニティの基礎形成、外国人との共生等々、いっぱい出してきました。これを各4つの班に分かれまして、この4つの班で、今言ってきたのは、ただ1つの班で、ほかの班はまた違うことをまとめているという状況で、この4つの班の内容を、まず検討してきたと。

その中の一つとして、今まず何からやろうかということから始まって、そこでまず条例の基本的な考え方ということで、その部分で、じゃどういふのがあのかなということの項目として、今掲げられている基本理念、目的、定義、位置づけというふうな言葉が一番、4つのうちいろいろな形でこれがまとまっているということで、一番大事な基本的な考え方から始めた。

それで、それを盛り込みたい内容として、何を盛り込もうかということをやったと。そこには、住民の自治ということで、書き方として盛り込みたいという流れでこういうふうに出てきますと、盛り込みたい項目がいろいろ出してきたと、今それがまとまったのがこれです。こんなにいっぱいあります。それで今、こういう形でつくり上げてきたものを、例えば住民自治、参加、参画協働、団体自治、新宿の特色、情報の共有等いろいろ項目がありまして、その内容と全部こうやって書き出してきたと。

最終的には、この形をとりまして、基本的な考え方ということでのキーワードの自治だとか、こういうものを出してきて、盛り込みたい内容を、どこにどうすると。それで今いわゆる大項目と中項目がきて、今度例示の部分で、本当にどういふことを入れたいのかなということを出しました。その出した内容がこれなんですけれども、まだこれは、ただみんなの意見を言って、重

複している内容もございますので、今の段階として、出てきた盛り込みたい、こういうことを入れたい、ああいうことを入れたいという部分の思いを今まとめて、これから今月もう一回16日にやりまして、5月にまたやるという形で何回か重ねて、ここ一番大事なところなので、極力ただ単に重複しているから削ってしまうとかということじゃなくて、本当に何をそこに入れたいのかということをお互いが話し合って、それを大事にやっつけていこうということで、またそれをグループの中で、グループで話し合ってグループの意見として出していこうという形で今進めています。

だから、まだちゃんとした資料という形には成り立っていませんが、一応流れ的なことは、ここに至るまでの内容はそういう状況でありました。

辻山座長 そういう意味では、この大項目について、中身にはこういうことが予定されているというのは、次回以降ということになるということですね。

それでは次に、自治分権特別委員会のほうからお願いしましょう。

根本委員 私のほうから簡単に報告して、あとはフリーのところでは皆さんから意見を出してもらいたいと思います。資料3の、こうやって見ると、全然殺風景なんですけれども、これが私どもがつくった資料です。

議論のきっかけは、なぜ今自治基本条例なんだということの議論をずっとしてきました。やっぱり中央集権から、地方分権へというような議論の中で、一番身近な政府として、きちんと我々も自覚しなければいけないんじゃないかというようなことの中から、それじゃ新宿区らしい自治って何なんだ、あるいは新宿って何なんだ、こんなような議論をずっと続けてきて、31万人の住民ですよ。それから85万人の昼間人口、350万人の1日の来街者、こういう新宿の特徴みたいなことを何度も何度も議論しながら、そこで何が必要なんだろうかというのをずっと詰めてきて、ある程度そんなようなことが頭の中にずっと共通項として入ってくる中で、それじゃこの大項目、中項目みたいなことでこういうふうに分けて、一つずつ細かく議論していこうということで、やってきました。

この前文は、いろいろさっき言ったようなことで、しゃべった話はいっぱいあるんですけども、全部ずっとやっていった後にもう一回、新宿らしさというのが、もっと浮かび上がってくるんじゃないだろうかとということで、途中で前文はその程度にしまして、終わりにしまして、総則、原則、区民等、それから議会、執行機関、この順序でずっと重要と思われる項目ということで出して、その順序でずっと今議論をしてきて、それで現状では地域自治というところで、要するに都市内分権といいたいでしょうか、新宿区の中のよりきめ細かな自治というのは、どういうふうに考えたらいいんだろうかというようなところを議論しているところです。

そんなようなことですから、とりあえずここがちょっと違うな、ここが合意できるなということをやりにながら、とにかく合意点を探っていくというようなことと、もう一つは、条例の姿みたいなところで、まちづくり型でいくのか、理念型でいくのかとか、そんなような議論もいろいろ重ねて、できるだけ子どもたちも含めて31万住民といいたいでしょうか、大勢の人がわかりやすく、そして理解してお互いに進む方向が確認できるような、基本的なところを描いていこうというようなことの議論で進めているところです。

ですから、そんなような議論で、あとは区民検討会議のほうで、煮詰めていただいた案をお聞きしながら、それとすり合わせていくというような姿勢で、今まで議論してきました。とりあえずそんなところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。それでは最後に行政側の検討項目、お願いします。

藤牧委員 それではお手元にごさいます資料で、条例の検討項目（専門部会案）となってございます。私ども、区役所のほうは、区長が就任以来一貫して、少子高齢化とか地球環境問題とか、いろいろな地域課題を解決するためには、区長が一番重視していることとしては、現場現実を重視する、区政の透明性、それから区民との協働と、3つの柱を掲げて、とりわけ住民自治というものを確かなものに位置づけるということで、基本構想とか総合計画の中にも、施策として、自治基本条例の制定というのを掲げてまいりました。

それで、区役所の内部に、（仮称）自治基本条例検討委員会というのを、区長を先頭に各部長が全部入ったそういう委員会もございまして、私どもはその中の専門部会というところで、きょうこの6人の委員がその専門部会員となってございます。

それでこの専門部会は、平成19年11月に設置してから、きょうまで全部で7回やってございま

すが、どちらかという、これまでは自治基本条例を制定するためには、どのような検討体制をつくっていくか、あるいは区民参加をどのように確保していこうかというような検討の手続きみたいな、進め方みたいな議論がほとんどでございました。実際に、その自治基本条例の中身をどういふことを盛り込もうかというのを検討し始めたというのは、実をいうと、ことしになってからということで、前回2月6日に専門部会を1回やってございまして、その中で住民投票の位置づけとか、自治の基盤ということで、地区協議会の位置づけとか、あるいは区民の定義づけとかというようなことをいろいろ議論してまいりました。

それでここからさらに4月3日に、今年度の第1回目の専門部会を開きまして、メンバーもがらっと変わりましたので、今までのこの自治基本条例の検討経過のおさらいとか、この検討連絡会の位置づけとか、そういうところを一通りレクチャーというんですか、そういうようなのをした上で、条例の検討項目ということで、今皆さんのお手元にあるこの前文、それから条例の基本的考え方を始めて、こういうようなことをこれから検討していこうじゃないかというようなことになってございます。

それぞれ3者からの、私どもを含めて議会、それから区民検討会議の報告もございましたので、ちょっとこの項目で、過不足というんですか、どこが重なっていて、どこが共通していて、どこが共通していないかというのを、ちょっと今のこの資料を突合させるような形で、資料4に基づいて説明させていただきたいと思っております。

まず1番の前文ということで、これは3つとも共通に項目としては入ってございます。で、中身としては新宿区の特性とか、基礎自治体としての位置づけとかということ専門部会としたら、こういうことが検討する柱になるのではないかなというように想定でございまして。

それから2番目の条例の基本的考え方、総則、これも3者とも共通して掲げているもので、内容的にも条例の目的、それから基本理念、それから用語の定義、条例の位置づけ、こういうものも3者とも共通している項目になってございます。

3番目の区民の定義と役割となつてございまして、これが先ほど言った用語の定義と重ねてやっている部分もありますので、これは専門部会だけがちょっとここだけ取り出してあるという形になってございます。

4番の区政への住民参加の仕組み、これは専門部会と区民検討会議が共通です。その中でもこの住民投票、ここも専門部会と区民検討会議が共通事項となつてございます。

それからあと地域自治の仕組み、これは3者共通でございまして。

6番の行政の役割とその運営、これは専門部会と議会のほうとが一致している項目でございまして。

次にまいりまして、7番目の情報の共有、これは専門部会と区民検討会議が共通。

それから議会の役割というところは3者共通でございまして。

9番の条例の位置づけ、それから10番の国や他自治体等との関係というのが専門部会と区民検討会議が共通ということで、議会のほうの先ほどの資料を拝見いたしまして、その他とか自治体運営の基本原則というような大きなところでは多分共通になっているんだろうと思っておりますけれども、一応そんなようなことで、これらについて、これから議論をいろいろし始めた、そういうような状況でございまして。

辻山座長 ありがとうございます。で、フリートークに入る前に、まずそれぞれの御報告について、例えば区民委員の御報告受けましたが、きょう御参加の区民委員の方から補足などがあればいただきたい。それぞれ議会のほう、それから行政のほうも、少し観点変えて補足しますというようなことがあれば、最初にまず述べてもらって、それから議論に入りたいと思っておりますが、どなたかございますか。大体あの報告でよろしいでしょうか。それではそういうことにいたします。

補足はなしということで、最初にこの項目が、そもそも大項目とせいぜい中項目ということで、どこまで踏み込んだ議論ができるかわかりませんが、念頭に置いておくのは、全体としてこういう構成でいいか。大きく落ちている項目があるのではないかなというようなこと。それから、同じように言っても、中身が違っているかもしれないというところは、どういうことをお考えかというようなことについてやっていただければいいと思うのですが、最初に口火を切る意味で、今藤牧委員のほうで整理していただいたように、3者の異同が若干あって、特に目立っているのは、議会の検討項目の中で、いわゆる住民投票とか、住民意思の合意形成とか、そういうことについて、大項目を立てていないというのが1つの特色だと思いますけれども、これはどこかのところで潜り込ませるといいでしょうか、中項目以下で議論されるのか、そもそも基本条例で議論すべきではないとお考えになっているのかというあたりからちょっと教えていただけ

ればと思います。

根本委員 これはさっき言ったように、まだ7までしか議論していないんですね。8、9のところ、恐らく出てくる。自治体の運営、(座長「住民自治の仕組みとかね」と呼ぶ)で、多分あとの一、二カ月のうちにそこまで、中項目に入るんですけども、議論していないものだから、8、9は。何も入っていないということなので。

辻山座長 了解しました。そういうようなことを含めて、御意見、御質問があれば相互にどうぞ、御自由をお願いいたします。

あざみ委員 区民検討会議のところの項目なんですけれども、小項目というか、ここでいうと内容についてはまだ議論の過程でというお話はあったんですけども、11番の暮らし方の多様性というところ、ほかは大体何を言わんとしているかわかるんですけども、暮らし方の多様性というのは、例えばどのような意見が出ての大項目なのか、ちょっと教えていただければと思いますけれども。

高野委員 キーワード的に言いますと、ここは暮らしの多様性という部分は4つのグループでやっぱり同じような言葉が多いんですが、単純にキーワードとして多様性とか、あと外国人との共生とか、あとは多面性とか、あるいは大都市と繁華街、それからよそ者とか、あと区民の気持ちとか、それからあとは多様性の中にも、外国人、地域、ライフスタイルとか、そういうふうなキーワードが入っているというだけなので、まだそこまでにはまとまっていないので、そこしかちょっと御報告はできません。

辻山座長 ほかどうでしょうか。

山田委員 専門部会のほうにちょっとお聞きしたいんですけども、地域自治の仕組みということで、地域自治の範囲を含めて、これからいろいろ議論するという事になっているんだというふうに思いますけれども、要するに具体的に議論に入っているわけじゃなくて、項目として今挙げていているという、そういう理解でいいんですか。

藤牧委員 まだ具体的に議論に入っていないんですが、項目として、ここは非常に重要だろうということで、地域自治の範囲と、それからここにありますように地区協議会を、どういうふうにそこに位置づけるのか。地区協議会の責務とか権能をどういうふうにするのか、こういうことが相当大きな論点としてあるだろうということで、具体的にじゃそれをどういう内容でということまでは、まだ落とし込めていない状況でございます。

山田委員 自治組織のあり方をどうするかというのは、この会議でも非常に重要な問題の一つだというふうに思うんですね。我々、議会のほうもこれから議論をしていきますけれども、ここに書いてあるように、地区協議会、地域自治と地区協議会というふうに一緒に考えているような気がするんですが、区のほうの考え方というか、スタンスとしては、現状の地区協議会を前提にして物事を考えていくという、そういうことなんですか。それを含めて、これから議論するということになるのかどうかよくわかりませんけれども、そのあたりについてはどうなんでしょうか。

藤牧委員 まず地区協議会というのが平成17年度からの取り組みということでございまして、それについての一定の現状の分析というようなことも必要だろうと思うんですね。あともう一つは、そこで来ている到達点のようなところを確認して、その現状の組織をそのまま自治組織としてやったほうがいいのか、もう少し自治組織というのはこういう役割があって、こういう責務と権能があった場合には、じゃ今の地区協議会のどの部分をどういうふうに変えれば一番うまく機能するのか。そういうことと、あと地域のいろいろな組織があるわけで、いろいろな団体があると思うんですね、町会やいろいろな。そういうところとの関連をどういうふうに整理するのかというふうなあたりが重要だと思います。したがって、今の地区協議会をイコールこの自治組織ということに何ら前提なしに持っていくということではなくて、結論においてそういうこともあるかもしれないんですけども、その場合にはいろいろな検証が必要なんじゃないかな、そんなようなことでございます。

辻山座長 ほかどうぞ。

樋口委員 議会のほうにお聞きできたらと思うんですが、7、8、9というあたりの地域自治ということについては、今行政のほうからのお考えもあったところと重なる部分を多分おっしゃっているのかなと思います。先ほど住民投票絡みで住民自治の仕組みというところがそういうところになっていくかという話もちょっとあったかに私は受けとめたんですが、ここで言っている住民自治の仕組み、それと地域自治という部分の関係と申しますか、もうちょっと言えば、住民自治の仕組みというのはどういうようなことが、住民投票もその一つなのかもしれませんけれども、想定してこういう大項目と申しますか、そういうものになさったのかというあたりと、それからその間の自治体運営の基本原則というのは、自治体運営の主体としての区民というような立場からのことなのか、行政から見た運営であるのか、議会なんかその辺のところのちょっと自治体運営というような言葉の意味と申しますか、含まれることをちょっとお聞かせいただけたらと、2つの点について御質問させていただきます。

根本委員 7まではこういうふうの中項目入っているんですけども、8、9入っていないというのは、さっき言ったように、これから議論するという。それで8、9の中項目に入れて、これから議論しようかというふうに考えているのは、自治体運営の基本原則というのは、例えば個人情報保護だとか、それから情報の公表、それから市民参加のあり方とか推進だとか、そういう自治体運営する側と申しますか、役所側というふうにいったらわかりやすいのか、そこがこういう理念というか、こういうことをきちんとルールとして持ちますよということで重要項目をここに入れ込んでいこうということと、それから住民自治の仕組みでいうと、似たようなことなんですけれども、区政の参画、協働、それから住民投票、そのほか何かあるだろうかというの、中項目のところの一つずつ出して、これはどうだこれはどうだとやっているものだから、そんなことが想定はされているんですけども、ここの中にはまだ入っていないということなんです。ということで考えていただければいいんじゃないだろうか。

山田委員 ここはこれから議論しますから、我々として最終的にどうまとまるかというのは、非常にまだ即断しがたいんですけども、いろいろな重要なものがここに入ってくる可能性があるんです。住民投票はもちろん入るでしょうし、それから情報公開、住民参加、それから新宿区はいろいろな、言うならば先進的な条例をつくっておりますけれども、例えばパブリックコメント、これは条例はありませんで、制度としてあるわけですけども、それをどうするだとか、それからコンプライアンスの関係の条例持っていますけれども、これが当然入ってくるでしょうし、いろいろな区政運営にかかわる非常に重要な問題がここに入ってくる可能性があります。ただ最終的にどうまとめるかというのは、これからの議論次第ということなんです。

久保委員 議会のほうで、議論の仕方を知ってもらうために、今3人目ですね。根本委員と山田委員。まだ議論していないから、みんなそれぞれ考え方が違うんです。議論してしまうと、たっぷりありますから、みんなまとまってしまおうんです。その例を申し上げますと、僕の考え方は、8の自治体運営の基本原則は、7の地域自治と一緒にしたほうが煩雑でなくていいなと今は考えています。住民投票については、それこそが自治体運営の基本原則であるべきだと思っています、というふうにみんな今のところ全部違うんです。それが、三、四回やるとみんな一緒になるんです。そういうやり方をしています。

野尻委員 先ほど専門部会のほうから、地区協議会についてのお話を承りましたけれども、区民検討会議のほうでは9の地域の基盤、そこで地区協議会との話は出ております。ただし、ただいまのところ、先ほどから話が出ていますように、条例の基本的考え方のところをしっかりとしようということで、以降はすべて今後の話し合いになります。

議会のほうにお伺いいたしますけれども、7の地域自治の中の(2)地区協議会とございますが、この地区協議会が先ほどの専門部会のほうの御説明のような内容になるのか、それとも現状の地区協議会を位置づけようというふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

根本委員 ちょうど今議論しているところなんです。それで、ここはなかなか難しいところで、非常に重要だからということで、上越市にみんな視察に行って、これは非常に勉強になったんですけども、例えば上越市でいうと、合併前の町村のところを地域自治区として、地方自治法で

定められた地域自治区としてつくった。今度じゃ旧上越市というか、そこもちゃんと地域協議会をつくらうというんで、今やっているようなんですけれども、だから、そうすると新宿区なんかは、旧上越市の市内の中の地区協議会みたいなもんなんですね、地域協議会みたいな。

で、大変勉強になったんですけれども、じゃ新宿区でどうするのかということで、今その勉強とか議論に基づいて、会派に戻って、ここで議論して、持って帰ってきていただくということで、今宿題中なんですよ。それが多分4月にいつだか、日にちを決めたんですが、4月20日過ぎぐらいまでに各グループで議論してもらって、二十何日かに1回持ち寄って、そこで1回議論してからまた散って、また持ち寄ってと。多分何回か繰り返しながら、出てくるんですが、そこのお互いの共通テーマは、地方自治法で定められた地域自治区、地域協議会として確立していくのか、あるいは任意団体、あるいは条例上で、地方自治法とは関係なくというか、そうではない形で任意で残していくのか。あるいは10地区協議会、今ありますけれども、それを前提としていくのか。あるいは旧牛込区、旧淀橋区、旧落合区みたいな形でもう一回再編して、何か新たな地域協議会みたいなことを考えていくのかということも含めて、白紙というか、要するに最初から議論してみようというような姿勢なんです。だから、多分もうちょっとあとは、我々自体も地区協議会の皆さん方との議論もしていませんから、そういうのを何回か重ねて、多分共通の認識をつくっていかうというようなところなんですね。

辻山座長 ほかに。

じゃ私から1つ、2つと言ったほうがいいかな。区民の権利、区民の役割、区民の権利と責務というふうに言い方がありますね。区民についてはそうですが、行政についても責務と言っていますけれども、一般的には行政に対して責務は緩いだろうとかということで、責任とか義務というふうに言っていて、個々人に対しては義務づけることは難しいので、責務というような緩い表現を使ったりしているわけなんですけれども、これはそれぞれお使いになっているのに、当然のことながら、ある種の議論を背景にしているように思いますけれども、どんな議論があつてのことでしょうかというのは、何かあれば御紹介をいただきたいと思いますけれども。特にありませんか。議会のほうは特に責務を使わずに、役割というふうに。（「うちのほう、かなり議論していますから、だれか」と呼ぶ者あり）議会のほうは特に責務を使わずに、役割ですよ。

佐原委員 これについては大分議論をいたしまして、当初の条例のつくり方としては、子どもでもわかるというわかりやすさを前提にして、責任とか権利とか権限とかという言葉できるだけ使わないように、柔らかい言葉で役割というふうに持っていったという記憶があります。

辻山座長 なるほど。ほかの表現のところはどうでしょうか。区民検討会議のほうは、権利と責務というような形で、役割と責務もございますね、議会のところはね。これはやはり何か使い分けようというような感じがあったわけですか。

野尻委員 特に区民は住民自治の権利がございます。そこで権利がまず持っているということから、役割というよりも権利があるということで。それから、区政に参加するのも役割ではなく、権利です。いろいろ情報を知る権利もございますし、権利だらけです。行政サービスを受ける権利。

辻山座長 一般に責務というと、例えば法律上でいう納税するとか、誠実に生きる、抽象的ですけども、そういうことですね。

野尻委員 で、その権利にはやはり責務も伴うと。行政サービスを受けるには、その分を負担するということがございます。そういうのが責任といいますか、それから発言するとか、行動には参加する権利がありますが、発言や行動の責任を持つわけですね。そこを責務ということになるうかと思えます。

山田委員 専門部会にちょっとお聞きしたいんですけれども、まだ議論そのものが余り進んでいないというか、これからということですから、藤牧委員個人の考え方でもいいんですけれども、前文で基礎自治体として位置づけという項目が入っていますね。それで、まさに区長も地方政府ということをして盛んに言っていますし、私も地方政府として自治体は成長しなければだめだというふうに思っているんですけれども、23区の場合は特別区、普通地方公共団体じゃないわけですね。そこをなかなかクリアできない、財政問題があつてね。ということで、どうも今までの改革とい

うのは、そういう点では非常に中途半端な感じがしているわけですが、専門部会のほうとしては、特別区を普通地方公共団体としての基礎的な自治体として位置づけるという、そういう考え方というのはあるものなんでしょうか。例えば千代田区なんか、アドバルーンかどうか知りませんが、千代田市になるんだということを盛んに言い始めておりますね。あれは普通地方公共団体になって、要するにほかの市並みにということだというふうに思うんですけども、私も基本的な方向としては、そうあるべきだというふうに思いますが、今の専門部会のとらえ方としてはどういうことになりますでしょうか。

藤牧委員 ここにあります基礎自治体ということで、特別区制度というのは確かに23区の一体性ということと、東京都と23区の関係の中で、純粋な意味での基礎自治体というような位置づけにはなっていない現状があります、一つはですね。それで、私も新宿区のほうが都区制度のあり方の検討だとか、そういうところで主張しておりますのは、まず分権型社会をつくっていくためには、中央あるいは都が、集権的に何かやるということじゃなくて、基礎自治体優先なんだと、まず基礎自治体優先で物事をいろいろ決めていって、国や都道府県というのは、逆にいえば、それを支援するような立場、あるいは基礎自治体だけでは担えない広域行政とか、国の基本的な事務、そういうものを担うべきだと。で、すべてのいろいろな行政事務というのは、まず基本的に基礎自治体が担って、住民自治に基づいてやっていくというような主張がございます。

そういうことで、そういうような理念も含めた位置づけというのをこの前文のところであらうと。法律的には普通地方公共団体ではなくて、現状特別地方公共団体という、自治法上はそういう位置づけにはなるわけでございますけれども、少なくとも内実としては、前文でそういうことをうたい上げて、分権の原則、基礎自治体優先の原則、これをこの自治基本条例の中で確立していきたいと、こんなようなことで考えています。

あともう一方、この辺の基礎自治体とかそういうことについては、ちょっと今自治創造研究所のほうでも、少しその辺のテーマを研究しているところでもありますので、そういうことで、これからの我が国の自治制度のあり方みたいな、そういうところまで視野に入れたことをうたい込めればなというようなことで、少なくとも私も十分に専門部会の中で議論しているわけではありませんが、ちょっとある部分、私の個人的な意見というのも相当含まれて、また後で補足していただけたらと思うんですが、そんなようなことで、これから議論していきたいなというふうに思っております。

辻山座長 私も実はほかの区で地方自治制度の研究会をやっているんですけども、そこの参加している委員の1人がこういうことを言っていて、特別というのは下で、あるいは特別は何か、何々ができないとか、劣っているという意味で、普通は上だというふうに考えるのはそろそろやめたらどうかと。普通になればすべてがうまくいくわけじゃないぞという意見があって、その特別の意味は、特別に厚い自治権が与えられているという理論構成も可能だという意見を言っている人がいまして、それを私たちも一応その意見を引き受けながら、これまで普通地方公共団体、いわゆる市並みになることを目標にしてきた23区の制度改革というものをもう一遍根底から見直してみようなんていうことも言っているんです。

そういう意味では、ぜひここで、区というものはどういう自治体としてこれからやっていくのかということ打ち立てるような気持ちで議論を詰めていただければ、かなり今の、ちょっと閉塞感のある議論に、何かしらの希望を見出せるかもしれないなというようなことも、私個人としても考えておまして、ぜひとも真剣な御議論をお願いしたいと思います。で、そのことは、これまで制定されてきた23区の中でももう四、五区できていますか、基本条例。杉並区、中野区、豊島区もできましたかね。文京区、足立区、ああそうですね。それらのところでも、そんなにそのこと自身がアピールされているようにはちょっと思っていないものですからね。重たい議論だとは思いますが、ぜひともチャレンジしていただきたいと思いますというふうに思います。

山田委員 私、最近特に思うんですけども、特別が下で、普通が上だというふうに、必ずしも思っているわけじゃありませんけれども、法的によると、例えば新宿区は中核都市になる資格があるんですね。面積の要件が外れましたからね。人口の規模で新宿区は中核都市になれると。中核市になった場合には、東京都から一定の権限が移ってくるわけ。しかし、新宿区は残念ながらない。なぜかという特別区だからということなんで、そういう点では、我々差別されているんですよ。法的には差別されている。したがって、その問題をどうするかということがある。

それからもう一つは、都区のあり方検討会という、東京都と23区がいろいろやっているんですけども、東京都のほうからは、合併の話が絶えず出てきているんだね。要するに23区は、今

の枠組みの中では効率が悪いからみたいなの、そういう言い方で東京都が盛んに区域のあり方を検討しようということ。23区のほうは、今は住民の皆さんまで合併しなければだめだという声が上がっているわけじゃないからということで、それはもう一切受け付けないということになっているわけですがけれども、しかしこの攻撃というのは、道州制との絡みで、だんだん強まっていくんだらうというふうな。その場合に、やっぱり我々は自治基本条例でどううたうかは別にして、要するに新宿区の自治のあり方、自治はこうあるべきだということに明確に持たないと、やっぱりそういう攻撃みたいなものに、抗し切れないのではないかとこのように思う。したがって、ここではそういう議論は非常に大事ななということに私は思っている。

小松委員 私たちはこの6人の中では、まず市民という位置づけでスタートしたんですね。ですから、要するに行政の区分けで、国とか都とか区というのをもう乗り越えて、そういう政治は私たち市民のため、市民が主役じゃないかということから、実はスタートした。ということで、ですから特別区と状況はどうかということ、そういうことは余り入れないでやろうということなんです。世界市民じゃないかと、特に新宿区というのはそういったさまざまな恩恵を受けながら、なおかついろいろな人たちも集まってきている。政治の一番大事な根本の市民が主役で、市民がしかも区長を置き、議会を置きという、こういう形からスタートしたんです。ですから、今のような論議は、さまざまな中ではやってきたんですけれども、取り置いて、もっと新宿区の使命というか、役割というところで、今までそういう比較にならないような条例をつくりましょうよということからスタートはしているんです。

辻山座長 なるほど。ある種今言っていたようなことは一応雑音化しておこうということですね。

小松委員 そうです。本質。

辻山座長 中身にちょっと踏み込んで、市民か区民かというのは当然やらなければいけない大テーマですが、議会の側の姿勢は市民で出発しているということ。市民が政府をつくり、市民が政府を運営していく、大原則ですね。

そのほか、議論しておくことございますでしょうか。

久保委員 野尻委員が出された問題なんですけれども、権利と役割の問題ですが、僕らは議論した過程で、権利と役割は絶対に同義語であってはいけないと思う。あくまでも役割という言葉を使うときは、権利の反対側にある対峙される言葉であると。権利をいう限りは責任を負うんだという考え方、その責任を負うんだという責任を、僕らは口が裂けても言うまいと。責任、責務、役割というふうだんだん柔らかい言葉にしようというところで、責任があるんなら、それなりの役割も果たさなければいけないよという感覚で基本条例を区民の皆さんと一緒に作りたくて考えているので、役割は権利だとおっしゃるけれども、僕らは役割は反対側の責任だという意味で申し上げているというふうに理解していただければ。

野尻委員 ありがとうございます。そのような考え方になりますと、個人的にはとても気持ちが楽になります。

久保委員 もう一つつけ加えると、僕らはそういう役割というファジーな言葉で、逆に区民の皆さんに理解されなくなるおそれがあるので、QアンドAをきちっとつくって、私たちが使う役割とは、あるときは責任であり、あるときは責務であるということQアンドAで明確にするほうがいいんじゃないかと議論しています。そういうことです。

樋口委員 そうしますと、議会のところの5番の議会で、2番で議会の役割、議員の責務と踏んでいっちゃうのは、議員については、その役割というファジーなものではなく、まさしくこれは責務なんだというふうにとらえられて、ここは議員の責務という言葉なんですか。

久保委員 これを議論したときに、議員の場合は、区民に対して責務ということは言うまいと、しかし議員の場合は、責務は甘んじて受けるべきだと。なぜなら、新宿区議会には全国にもまれなる議員倫理条例を持っているじゃないかと。議員倫理条例というのは、議員の責務を要求されているんだから、これはあえて使おうじゃないのという議論でしたね。そういうことです。

根本委員 自分のところだけ責務、厳しくしている。

あざみ委員 今野尻委員に指摘されて、議会が役割で、議員が責務という、改めて見て、もちろん議員というのは、一人ひとりが選ばれて、要するにそういう信託を受けた議員としての責務ということが強くあるんですけれども、ただやっぱり議会も議員一人ひとりと同じくらい、議会としての責任があるんだということを、やっぱりもう少し議論が必要なのかなというふうに今思いました。議会と議員がちょっと別々になっているのはいかがなものかなというふうに、これは今私が思ったことですので、ぜひ持ち帰りたいなと思います。

野尻委員 揚げ足取りといえますか、なんか失礼なんですけれども、今のページ、自治地方分権特別委員会からの資料4の区民等の、やはり区民の権利とか、区民の役割というふうに押さえてくださっていますので、そこに責務といえますか、責任とかはないと、そういうお話ですね。

久保委員 実は簡単にいこうよ、優しくいこうよというんで、責務という意味を言っているんですけれども、言葉は役割にしよう。そういうこと。

野尻委員 そういうことですね、わかりました。

喜治委員 発言なんですけど、自治地方分権特別委員会の2番の総則の(3)最高規範性、これは当方のほうも入っています。あと専門部会のほうでも最高法規性というのが言葉としては入っておりまして、意味合いとしても何となく聞くまでもないという気もするんですが、ひょっとして意味合いが違うかもしれないので、その最高規範性というのがどういう意味合いで議論されたのかというか、どういう位置づけで置かれているのかなというのを伺えればと思います。

辻山座長 これはどうでしょうか。行政のほうは。

藤牧委員 よく憲法と法律ということで、憲法がもう最高、まさしくそういうことで、憲法に違反するような法令をつくった場合には、違憲立法審査権というようなことで裁断がくだされて、憲法に違反したような法律はだめだよと、こういうふうになるわけですね。

じゃ新宿区が200ぐらい条例があるんですけれども、その中でこの自治基本条例が、言ってみれば憲法のような機能を、同じ条例間の中でそういうような役割を果たせるのか。例えば自治基本条例に、この条例は違反しているから、だからこの条例は廃止すべきだというような住民監査請求だとか、例えばそういうようなのが起こったときに、裁判所が違憲立法審査権を持っていると同じような機能を果たせるかということ、これはなかなか難しいのかな、実際にはなかなかそういうような調整作用というのはなかなかできないのかな。で、そういうこともあります。

したがって、ここにあるように、性という字が入っているんですね。性ということで、したがってそれぞれ条例を立案、制定する場合には、この自治基本条例を尊重しなければいけないとか、あるいは自治基本条例に基づいて制定しなければいけないというようなことを織り込んで、そうなってくれば、それは規定の仕方によるんでしょうけれども、いろいろな条例があって、条例の制定、改廃を区議会のほうに御提案をする際には、やはりそういうところが問われてくるのかな。例えば自治基本条例のどの部分を踏まえてこういう条例改正したんですかとか、そういうことが常に議論になる、そんなような位置づけとしての規範とか法規というところに性というのをつけてあるという、そんなような考えであります。

辻山座長 議会のほうも大体同じような議論ですか。最高規範性。

根本委員 大体同じような状況です。余り最高規範性を持った条例だということぐらいの議論で、いろいろなところで3分の2条項だとか、いろいろと書いてあるけれども、それはどうするんだとか何とかかんとかというだけけれども、その程度ですけれども、そういう議論はしていませんけれども、最高規範性を持った条例として位置づけるというふうに考えてつくっていきやうっていくということをやっています。

辻山座長 議論的に提起されているのは、自治体の憲法ではあっても、一応ここに政権勢力があるわけですね。権力制定、権力があって、その人たちの意思として、この基本条例、違反の条例はつくってくれるなど。それから先の議会を縛るという議論が実はあります。だから、そういう

ことも含めて、これからどういう表現で最高規範性を文章的に盛り込んでいくのかというのは、十分な検討が必要で、今副座長からもあったように、例えば3分の2の特別多数議決じゃなければ最高規範性は担保できないとか、中には住民投票を入れるべきだというような意見もあります。が、実態として今でき上がっている基本条例を見てみますと、やっぱりそこに踏み込んでいないんですね。そこら辺、十分な検討が必要だと思います。

行政法学者の中でも、基本条例における最高規範性の研究なんていうのを最近始めた連中がいるんですよ。だから、注目されているところだなという気はします。ただ、同じ条例でありながら、基本条例だからということでは、兼子仁先生が、かつて教育基本法に違反している学校教育に関する法律を裁判所が裁いたという、基本法違反という形で裁いたという事例はありますということをお教えいただきましたので、必ずしも同じレベルのもので基本法とか、基本条例とかいっても無意味だということだけではないということもあるようでございますね。

野尻委員 区民検討会議の中では、最高規範性という言葉自体、最高規範、あるいは最高規範性、そういう言葉を使わないで、そのような内容をあらかず文言、何かないかなと、言葉がないかなというところでは今ある程度一致しています。

辻山座長 知恵の出どころですね、そこはね。

野尻委員 立法するときの基本的な指針となるように盛り込むところだと思うんですけども。

辻山座長 考え方としては、最高規範性、(「同じでございます」と呼ぶ者あり)同じなわけですね。

そのほかございますか。

加賀美委員 最高規範性というのは中では十分もんでいるわけじゃないんですけども、御指摘あったように、効力論でいってしまえば、条例間同士では優劣ないんですよ。ただ、この自治基本条例自身は、地方自治体の運営、あるいは区民の権利含めて、そのもととなる根本となるものだということで、それをベースにしましょうという意味で、最高規範という言い方がいいと思うんですが、純粋な効力論でいってしまえば、これはいかがなものか、これは私個人的な意見ですけども。ただ、一般的に法律でいえば、一般法と普通法があれば、普通法のほうが劣後するとか、後法、後からできた法律は前法を廃するとか、そういうような理論的なものがありますけれども、条例の中ではまだそれほど議論煮詰まっていらないと思うんですね。ですから、この最高規範性、誤解されるような意味合いでの使い方は避けたほうがいいというふうに。

辻山座長 恐らくどうなんでしょうか。事例はないわけですけども、裁判所へ駆け込んだときに、扱うかどうかということも想定しておかなければいけません。やや消極的だと私は考えています。そういう意味では、意味合いを持たせながら、一致したものをどうやって表現していくかという知恵の出し方だという気がしますね。

そのほかどうでしょうか。私はきょうの報告を受けて、議会の側が、みずから議会の設置を基本条例に根拠を置いたというのは大英断だというふうには実は感じていまして、これまで基本条例を議会にかけるときに、議会との間で一番やはりあつれきがあったのは、私、市民たちが、要するに基本条例で、議会を設置しますというような規定を置いたときに、議会は憲法で置かれているんだ、市民に置かれるわけじゃないという議論が随分とあって、私は不毛だなと思っていたんですが、そういう意味では、それを議会の側からみずからそういう規定を置いてみようという試みになっているというのは、実は高く評価しているところでございます。相当な議論がありましたか。

委員 みようじゃなくて、すべきだと。

辻山座長 なるほど。そうですか。(「すぐ一致した」と呼ぶ者あり)

山田委員 若干議論としてあったのは、要するに首長にしても、議会にしてもそうですけれども、法律でもう決まっているわけですので、法律で決まっていることをあえて言う必要があるかどうかという、そういう議論がちょっとはあった。ただここは、法律がどうあろうと、市民主権ということをお考えた場合は、市民が首長を置くし、市民が議会を置くんだということは明確にしよう

ということで、そう整理されてからはすんなり決まった。

根本委員 座長にそんな褒められるほどのことでもないなと思ったが。

辻山座長 これが見ていて、それらしき条文が入っているのは、川崎市の基本条例で、議会を設置します。で、それは僕は議会が見落とししたんじゃないかと思っているぐらいに、いいのかというそういう雰囲気なんですよ、今まだ。ですから、議会のほうで議論されてこの項目が出てきているというのは、大変私は感動いたしました。もちろん、だからといって、最後まで残せということになるかどうかは、また議論の末ですから、わかりませんが。

さて、大体よろしいでしょうか。特別な過不足というようなこともなかったといえますか、これは決定的に抜けているんじゃないかというようなものが項目としてもそう発見はできておりませんが、やがて内容を詰めていくうちに、こういう事項は一体どこで扱うんだ、扱う場所がないんじゃないかということで、新たな大項目を設けたりすることが出てくるかもしれません。

樋口委員 先生がそうおっしゃったので、区民検討会の委員の一人であってこういうことを言うのはちょっとあれかもしれませんが、実は資料2を見ていただきますと、安全安心とか環境、平和、人権、教育というようなことを区民検討会議の中では大項目として挙げているんですね。で、ほかの行政や議会のほうからは、こういう項目は今のところ出ていない。で、私は個人的にはこういうことが自治基本条例の大項目に挙げていいのか、挙げるべきなのかなという思いと、ただ区民検討会議の中で、こういうものが非常に落としてはいけないというふうに挙げられたこと自体はわかる、理解できるんですけども、条例の大項目として挙げるものなのかどうかということ、もし辻山先生のお考えというか、何かそれを聞いたから、ここでどうこうということでももちろん全然ないんですけども、お聞きできたらという思いがちょっと今そういうふうにおっしゃったので、ほかに出ていないところで、区民検討会議が出しているというところで何かありませんか。

辻山座長 きょう議論にならなかった理由は、恐らく中身に何を立てるかということの想定がまだ想像つかないということからだと思います。一般論からいって、自治基本条例は憲法ですので、制度をどうつくっていくか、あるいは運営の基本原則とか、理念とかということです。で、注意しなければいけないのは、こういう政策を大切にしようというようなことは、その時々政府によって決定されるということだという一般論を申し上げてきました。

問題なのは、これ憲法ですので、新宿区民と区政挙げて、決して減少させてはいけない価値というものを掲げておくということは十分にあり得ることをございまして、それは憲法上の基本的人権というようなこととか、いうことと関連して、どのような区の政権ができようが、この価値を減らすようなことはすまいという、そしてそれが意味自治基本条例違反で、直接に作用するわけではないのですけれども、いろいろな政策上の条例をつくる時に、このことがかぶってくると、この価値を減らしてはいけないのだというような意味で、基本条例内に、置き方にもよりますけれども、一概に否定はできないなというふうに思っております。とりわけ例えば平和なんかでいいますと、平和的生存権みたいなものを市民一般の権利としてうたい上げるというようなこともあり得るのではないかと、あるいは小さな町の基本条例ですけれども、町民を不幸せにしないという宣言をしているところがあって、私はそんなこと書いて大丈夫かと、今のように失業した人が出てきたら、何とかして個別の政策で救わなければならなくなりますよというようなことを言ったことがありますけれども、それもそのような思いだと言っておりました。

ぜひ細かい御検討をお願いしたいというふうに思いますね。

根本委員 今のところの区民検討会議、幾つかのところは私らのところでいうと、原則の中の基本理念と基本原則の中に幾つか入れ込んだんです。中身はまだ、大体同じようなことをいっているのですけれども、小項目になっているものだから、入ってなかったということなんですけれども、きっとこの辺あたりで、何が根幹として、例えばやっぱり新宿区の場合は多文化共生が大事じゃないとか、そういう新宿らしさみたいなのところとか、前文と総則と、その辺のあたりですり合わせていくところから出てくるのかなというふうに思っていたものだから、ここには文字としては出ていない。

辻山座長 これからの議論に期待したいと思います。
そのほかございますか。

加賀美委員 ここで区民ということが出てきてるんですけども、区民の定義、範囲というのをどこで設定するかによって、もし内容に違いが出てくるとすれば、区民を本当に純粋に住民登録している、あるいは外人登録している人に限るのか、あるいは昼間の人口まで含めるのか、来街者も含めるかによって、この権利、あるいは役割、責務というのはいろいろ多分微妙に違ってくると思うんですね。ですから、この条例が目指している、要するに条例が適用される対象、適用させる対象はどこなのかというところが、うちのほうもまだ十分議論していないんですけども、もしそこら辺、議論があれば両者にお伺いしたい。

辻山座長 詳しくは次回の検討事項で、定義のところなんかで多分出てくるんだろうと思うんですけども、議論の経過が何かあれば参考に、これから議論するそうですから。（「十分やったから、委員長から」「ここはぜひ区民検討会議案が出てから、議論したいと思うんです」と呼ぶ者あり）

辻山座長 そういうことですので、専門部会案を支えている主体はだれかというような議論、ぜひ詰めていただいて。

そのほかございますか。なければ、第二の議題をやっておかなければなりません、今後の検討連絡会議、この会議の持ち方でありますけれども、これは前回のこの検討連絡会議で、高野委員、根本委員、猿橋委員3者で詰めてちょうだいということで、一応お預けをいたしました。その際に、区民検討会議の代表の方の、この会議での位置づけなんかについても検討してねというようなことだったと思いますけれども、この調整はどうになりましたでしょうか。これはどなた。

藤牧委員 前回2月6日、私も当時は総務課長の立場で出席させていただいていたんですが、この連絡会を、事前に連絡会の運営だとか、どんなふうに進めようかということをして事前調整をするということで、高野委員、根本委員、それから猿橋委員の3者間で今後の進め方を調整するというふうになりました。終了後、私が後で引き継いだところでございますが、高野委員、根本委員、猿橋委員の3者での打ち合わせでは、検討連絡会議で検討する項目については、区民検討会議の進行状況に合わせて、調整しましょうということで合意をされたということでございます。

昨日、実は高野委員、根本委員、それから私とでもう一度事前調整をさせていただいております。その内容は、本日配付している区民検討会議、それから議会、行政の検討項目を資料としてお示しして、検討連絡会議、本日御議論いただくというようなことの確認、それから前回副座長というようなことで、少し議論がございましたけれども、議会、それから行政のほうで、副座長が現在あるわけですけれども、新たにこの検討連絡会に区民代表委員として加わっておられる方にも、副座長として置くこととしたいということでございます。副座長の役割は、座長を補佐するということと、あと検討連絡会議の3者間の連絡調整を行うというようなことでしたいと存じます。そういうことで、この検討連絡会議を設置している協議書というのがあるんですけども、それもそういうような形で見直しをしたいというふうに思っております。そんなようなことで、昨日3者間でそんなような話をしました。また協議書は見直しましたら、見直し後のものはお示ししたいと、御報告させていただきたいというふうに思っております。

辻山座長 ありがとうございます。大体そういうことでよろしいですか。

じゃ、何か言葉が固いですけれども、高野委員には副座長として、この会の運営と3者間の調整、運営と書いてなかったので、ちょっと入れてほしかったなと思ったんですけども、進め方を相談しながら決めていただくということは大事ですので、ひとつお願いしたいというふうに思います。

ということで、その申し合わせによると、区民検討会議の進行状況に合わせて、ここで議論していこうということで、一致したということのようでございます。そういうことにならざるを得ないだろうと。ほかのところに合わせても、区民検討会議の場合にはたくさんの委員がおられるわけですから、その議論が後回しになるということにはやっぱりなりにくいという気はいたしますので、そうやって進めていくということにして、次回はその進行状況というのは、例えば区民検討会議の項目構成の、前文はどうせゆっくりいいましようか、全体眺めてということになりましようから、そうすると、その内容が書き込まれている条例の基本的考え方、この基本的理念、目的、定義、位置づけというようなことを次回検討するというので、ほかの方もよろしいでしょうか。それぞれこの項目に沿って、御意見をつくってきていただくということにいたします。

高野委員 月曜日の日に、みんなで全体会をやったときに、こういう検討シートをつくりまして、今まで出てきた自治の中の項目がいっぱいございます。これを各班で分かれて、いたずらとか乱暴に要らない、これは要る、これはほかのところにシフトとかということで、今やり始めましたので、1回目一応みんながこれをあっちに移す、これは削除とかということのを1回決めて、次回はこれをどうして削除なのか、どうしてそれを入れるのか、どうしてシフトするのかということが各班で出てきますので、それでそれを精査ではなくて、まとめていって、それでこれはこういうふうにしようということの流れになるので、少しはちょっと見えてくるかというふうを考えられると思います。

辻山座長 そうしますと、それを土台にしてスケジュールのめどは少しずつつくということになりますね。ではそのような形で進めさせていただこうと思いますが、問題は取り上げる項目は今のよう決めましたけれども、議論の仕方はきょうみたいなのでいいですか。一種のフリートークといいたいでしょうか、お互いにここはどうなの、あなたたちはどう考えているのというようなこと、それをしながらやっていきますが、問題は、この会議でここまで大体合意らしきものだなというような記録をどうつくるかというのは至難のわざで、その都度、きょうはこれで合意しましたねというようなことをやるのは無理だと思うのですよ。したがって、きょうみたいなことで、ラウンドをずっとやっていった上で、もう一回精査ということになるかもしれません。そんな考え方でいいですか。それについては、2巡目の精査の仕方にかかわるんですが、この検討連絡会議では、どのような姿で結論をまとめるか。つまり条例の案文のような、こういう条例文でいきたいのだということまで詰めてやるのか、それとも基本的な考え方をまとめて出すにとどめるのか、これ前に議論しましたっけ。

根本委員 我々の中ではちょっとやったけれども、まだ議論していないね。

辻山座長 そうですね。そのことについても少し、やがて御意見をまとめていただかなければいけませんので、検討しておいていただきたいと思います。

そのほかどうですか。きょうの議論のあり方を振り返って、こんなやり方ではとてもだめだぞとか、何かあれば今のうちに言っておいていただくのがいいのですが。

なければ、一応きょうの議題はこれで終わりにして、ただしきょうは大項目でしたので、これで済みましたが、具体的な中身に入ると、とてもこんな時間では多分終わらないだろうなと思いつつ、終わるときはなるべく早く終わっておこうということで、最後に次回以降の日程について、お諮りをしたいと思います。次回は5月20日水曜日、決まっておりますね。中身の検討事項も一応今お示しをさせていただいたとおりでございます。

で、5月20日以降の開催日程を連絡会議事務局のほうでは、6、7、8月ぐらいまでちょっと出しておいたらという提案でございますけれども、6月については第4週でどうか、22日の週で、22日が私がいけないものですから、23、24、25日のやはり夜なんでしょうね、夜7時。議会のほうはここに何かが入っていますか。（「視察が入っています」「入ってなければいい」と呼ぶ者あり）では、どうしましょうか。23日からお伺いして、23日で都合悪いという方、24日で都合悪いという方、25日で都合悪いという方。これがいい。25日。

それでは7月、7月も4週ぐらいがいいだろうということで、20日が休みですので、21日から23日。実は金曜日が夕方から夜にかけて、大学院の授業があるもんですから、私のだめなんですね。7月21日、22日、23日。ではお諮りいたします。21日都合の悪い方、22日都合の悪い方、23日都合の悪い方。というやっぱり22日ですか。ノー残業デーに残業と。私もこの日授業日ですので、残業になります。

それでは、8月の場合は最終週、8月31日から9月4日の間ぐらいということですが、8月31日月曜日の夜、御都合の悪いと思われる方、9月1日御都合の悪い方、9月2日、それぞれですね。3日はどうでしょうか。3日はいいんですか、じゃ3日で決まり。

ということで、開始時間はすべてきょうと同じ19時ということでございます。できるだけ2時間をめどに終わりにしようねというようなことを目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。このメモによると、会場はここをとるということになって。

連絡会議事務局 原則として、ここを予定しています。毎回開催については、お送りさせていただいておりますけれども、基本的にはこの委員会室を予定しております。

辻山座長 そのほか事務局として何かございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）

辻山座長 御参加の委員の方たちで、このことはというのはございますか。
なければ、これで終わりいたします。
どうも御苦労さまでした。

散会 午後 8時33分